

阿見町地域防災計画の一部修正について(平成30年5月)

修正項目

- 町の体制等の見直しに伴う修正
 1. 災害対策本部組織体制の変更
 2. 緊急避難場所、避難所の指定
 3. 地区防災計画の新規策定
 4. 阿見町災害時保健活動マニュアルの策定

- 国の基準等に伴う修正
 5. 洪水浸水想定区域の指定

修正概要

1. 災害対策本部組織体制の変更

町の機構改革に伴う組織改編

【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第1節初動体制、第2災害対策本部の設置・運営

P地震-43 (4) 本部の組織 阿見町災害対策本部

〈現行〉

各部局	班名	構成組織
本部事務局 ◎総務部長 ○会計管理者	本部班	交通防災課、秘書課、議会事務局
	情報班	企画財政課、情報政策課、会計課
	総務班	総務課、管財課
	調査班	税務課、収納課
町民保健部 ◎町民部長 ○保健福祉部長	町民班	町民課、町民活動推進課
	医療対策班	健康づくり課
	福祉班	社会福祉課、障害福祉課、児童福祉課、国保年金課
生活産業部 ◎生活産業部長 ○生活産業部次長	農業班	農業振興課、農業委員会事務局
	商工班	商工観光課
	環境班	環境政策課
	廃棄班	廃棄物対策課
都市水道部 ◎都市整備部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課
	土木班	道路公園整備課、都市施設管理課
	水道班	上下水道課

教育部 ◎教育次長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、図書館、予科練平和記念館、 学校給食センター
消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	消防団

〈修正後〉

各部局	班名	構成組織
本部事務局 ◎ <u>町民生活部長</u> ○ <u>町長公室長</u>	本部班	交通防災課、 <u>政策秘書課、国体推進室、議会事務局</u>
総務部 ◎ <u>総務部長</u> ○ <u>会計管理者</u>	<u>総務班</u>	<u>総務課、管財課</u>
	<u>情報班</u>	<u>財政課、情報広報課、道の駅整備推進室、会計課</u>
	<u>調査班</u>	<u>税務課、収納課</u>
町民保健部 ◎ <u>保健福祉部長</u> ○ <u>町民活動推進課長</u>	町民班	<u>町民活動推進課、町民課</u>
	医療対策班	健康づくり課
	福祉班	社会福祉課、 <u>高齢福祉課、子ども家庭課、国保年金課</u>
	<u>環境班</u>	<u>環境政策課</u>
	<u>廃棄班</u>	<u>廃棄物対策課</u>

産業建設部 ◎産業建設部長 ○都市計画課長	建築班	都市計画課
	土木班	道路公園課
	農業班	農業振興課、農業委員会事務局
	商工班	商工観光課
	水道班	上下水道課
教育部 ◎教育次長 ○学校教育課長	避難班	学校教育課、指導室、生涯学習課、図書館、予科練平和記念館、 学校給食センター
消防部 ◎消防団長 ○消防副団長	消防団	消防団

2. 緊急避難場所・避難所の指定

平成 30 年 4 月 1 日 あさひ小学校開校 …緊急避難場所（地震、洪水、土砂災害）、一般避難所に指定

平成 30 年 3 月末 吉原小学校、実穀小学校閉校 …緊急避難場所・一般避難所の指定は継続

【資料編】

P 資料-50 資料 24 緊急避難場所・避難所一覧

〈現行〉

No.	名称	所在地	電話番号	緊急避難場所				避難所	
				火災	地震	洪水	土砂災害	一般	福祉避難所
	(略)	(略)	(略)						
5	実穀小学校	…	…		●	●	●	●	

6	吉原小学校		●	●	●	●	
	(略)								
11	阿見第二小学校		●	●	●	●	
12	阿見中学校		●	●	●	●	
	(略)								

〈修正後〉

No.	名称	所在地	電話番号	緊急避難場所				避難所	
				火災	地震	洪水	土砂災害	一般	福祉避難所
	(略)	(略)	(略)						
5	<u>旧実穀小学校</u>		●	●	●	●	
6	<u>旧吉原小学校</u>		●	●	●	●	
	(略)								
11	阿見第二小学校		●	●	●	●	
12	<u>あさひ小学校</u>		●	●	●	●	
<u>13</u>	阿見中学校		●	●	●	●	
	(略)								

3. 地区防災計画の新規策定

平成 29 年度 地区防災計画策定地区 …霞台、大室、曙東、追原、南島津、竹来
⇒阿見町地域防災計画へ位置づけ

【資料編】へ追加

資料 28 地区防災計画策定地区一覧

No.	地区名	策定年月
1	立ノ越地区	平成 29 年 3 月
2	青宿地区	平成 29 年 3 月
3	新町地区	平成 29 年 3 月
4	廻戸地区	平成 29 年 3 月
5	霞台地区	平成 30 年 3 月
6	大室地区	平成 30 年 3 月
7	曙東地区	平成 30 年 3 月
8	追原地区	平成 30 年 3 月
9	南島津地区	平成 30 年 3 月
10	竹来地区	平成 30 年 3 月

4. 阿見町災害時保健活動マニュアルの策定

- ・策定日 平成 30 年 5 月
- ・目的 大規模災害が発生した際に保健師等が専門性を発揮し、迅速かつ適切な保健活動を行えるように活動指針として作成
- ・内容 第 1 章 本マニュアルの基本的な考え方
 第 2 章 平常時の取り組み
 第 3 章 災害時の対応
 第 4 章 保健師等の派遣体制の整備
- ・位置づけ及び整合性 町地域防災計画の医療・救護を含む保健活動のマニュアルとして位置づけ、町地域防災計画及び茨城県災害時保健活動マニュアルとの整合性を図る

【地震災害編】第 1 章災害予防計画、第 3 節地震被害軽減への備え、第 3 医療救護活動への備え

ページ	現行	修正後
地震-70	<p>《大規模地震発生時の町の方針・目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生から速やかに総合保健福祉会館に保健医療対策本部を設置する。 ○医療救護所を総合保健福祉会館に設置するほか、必要に応じて阿見中学校、朝日中学校、竹来中学校にも設置し、傷病者を受け入れる。 ○町内救急告示病院を第 1 次後方医療拠点として重篤者・重傷者に対応するとともに、災害拠点病院への受入れを要請する。 ◎救急現場～救護所の搬送は住民、自主防災組織等が行い、救護所～医療機関までの搬送は町（救急車等）が行うことを原則とする。 	<p>《大規模地震発生時の町の方針・目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生から速やかに総合保健福祉会館に保健医療対策本部を設置する。 ○医療救護所を総合保健福祉会館に設置するほか、必要に応じて阿見中学校、朝日中学校、竹来中学校にも設置し、傷病者を受け入れる。 ○町内救急告示病院を第 1 次後方医療拠点として重篤者・重傷者に対応するとともに、災害拠点病院への受入れを要請する。 ◎救急現場～救護所の搬送は住民、自主防災組織等が行い、救護所～医療機関までの搬送は町（救急車等）が行うことを原則とする。 ○「阿見町災害時保健活動マニュアルに基づき保健活動を行う。」

【地震災害編】第2章災害応急対策計画、第4節地震被害軽減対策、第5 応急医療

ページ	現行	修正後
地震-71	<p>1. 応急医療活動 (省略) (4) 医療ボランティアの活用 町は、災害発生直後直ちに保健医療対策本部内に医療ボランティア調整本部を設置して医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。 (省略)</p>	<p>1. 応急医療活動 (省略) (4) <u>保健・医療ボランティアの活用</u> <u>医療対策本部において各医療ボランティアの調整を行い、医療ボランティアを確保する。ただし、調整を行うのは派遣要請した支援団体とし、その他の団体については各職能団体(※)が窓口となる。</u> <u>※職能団体：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士等の団体 (例) 茨城県看護協会</u> (省略)</p>

5. 洪水浸水想定区域の指定

洪水浸水想定区域の指定

- ・ 名称及び指定区間

河川名		区間	
		上流端	下流端
利根川水系桜川	左岸	土浦市田土部 629-1 番地先 (桜橋下流端)	霞ヶ浦流入点
	右岸	つくば市栗原 325-5 (桜橋下流端)	霞ヶ浦流入点

- ・ 指定年月日

平成 29 年 9 月 28 日 茨城県告示第 1185 号

【資料編】

P資料-47 資料 22 災害危険区域一覧 (2) 浸水想定区域

〈現行〉

水系	河川	想定現象	指定年月日	要配慮者施設
利根川	霞ヶ浦 (洪水予報河川)	霞ヶ浦のはん濫	H17.7.7	無し

〈修正後〉

水系	河川	想定現象	指定年月日	要配慮者施設
利根川	霞ヶ浦 (洪水予報河川)	霞ヶ浦のはん濫	<u>H28.8.18</u>	無し
<u>利根川</u>	<u>桜川 (洪水予報河川)</u>	<u>桜川のはん濫</u>	<u>H29.9.28</u>	<u>無し</u>